

## 国内産農産物（三重県産）の銘柄設定に係る意見聴取の議事録

日 時：令和7年12月4日（木） 13時30分～14時40分  
場 所：東海農政局三重県拠点大会議室

### 【出席者】

(行政機関)

三重県農林水産部農産物安全・流通課	技師	見並 春輝
三重県津農林水産事務所		
津地域農業改良普及センター普及1課	主幹兼課長代理	高橋 武志
〃	技師	向井 彩賀

(関係機関)

三重県農業協同組合中央会		
企画総務部企画調整課		古川 大喜
全国農業協同組合連合会三重県本部		
米穀部米穀課	課長代理	小島 大輝
みえJA農産物検査協議会	技術主管	吉野 安昭
(JA全農みえ米穀部米穀課)		

(登録検査機関) (申請者)

津安芸農業協同組合 営農部 米穀課	課長	佐脇 祥郎
〃	課長代理	小宮 敏

(東海農政局)

生産部生産振興課	課長補佐（流通）	高橋 宏禎
生産部生産振興課	検査技術指導官	西崎 長
生産部生産振興課	検査技術指導官	柳本 仁
生産部生産振興課	行政専門員	近藤 和彦

### 【議事内容等】

#### 1. 開 会

【東海農政局生産部生産振興課 柳本検査技術指導官】（以下「司会」という。）

定刻となりましたので、「銘柄設定に関する意見聴取会」を開会します。

本日は、お忙しいところご参集いただきありがとうございます。本日の司会を努めさせていただきます、東海農政局生産部生産振興課検査技術指導官の柳本です。よろしくお願いします。

開会に当たりまして、東海農政局生産部生産振興課課長補佐の高橋からあいさつを申し上げます。

## 2. あいさつ

【生産部生産振興課 高橋課長補佐】

(あいさつ内容 省略)

## 3. 国内産農産物の銘柄設定等申請手続きの概要説明

【司会】

本意見聴取は、公開で行うこととなっていることから一般からの傍聴を認めていますが、本日におきましては一般からの傍聴希望はございませんでした。

始めにお断りしておきますが、本日の意見聴取会の結果につきましては議事録を作成しますので、発言内容については全て録音をさせていただきます。なお「国内産農産物銘柄設定等申請手続マニュアル」に基づきまして、議事録は一般の閲覧に供することとなっており、東海農政局のホームページで公開させていただきますので、あらかじめご了承願います。

資料の確認ですが、お手元の封筒に議事次第(出席者名簿)、銘柄設定等の流れ図、要望の受付結果、申請書の写しを一つにした参考資料、また、参考資料2として「国内産農産物銘柄設定等申請手続マニュアル」を用意しておりますので、ご確認ください。

それでは、東海農政局生産部生産振興課課長補佐の高橋を議事進行役として議事を進めたいと思います。

高橋課長補佐よろしくお願ひします。

【東海農政局生産部生産振興課 高橋課長補佐】(以下「議事進行役」という。)

東海農政局生産部生産振興課の高橋です。本日の議事進行につきまして、皆様のご協力のもと円滑な議事進行に努めますので、よろしくお願ひします。

それでは、議事次第に基づき概要説明として「国内産農産物銘柄設定等申請手続きの概要」を事務局から説明してください。

【東海農政局生産部生産振興課 西崎検査技術指導官】(以下「事務局」という。)

皆様のお手元にお配りした「参考資料」にあります「銘柄設定等の流れ図」をご覧ください。

産地品種銘柄の設定等の申請については、銘柄設定等の要望者からの申請と、東海農政局長が必要と認めた場合があり、受付期間の10月1日～10月末までに申請することになっております。

設定の要件としては、流れ図に記載のとおり、農産物検査において銘柄鑑定が可能であること、農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること等、6つの要件があります。また、廃止の要件は、銘柄設定要件のいずれかを満たさなくなること等、3つの要件があります。

東海農政局に提出された申請書については、内容を確認し東海農政局掲示板及びホームページにより公表し、意見を募集します。

その後、農産物検査に関し学識経験を有する者及び関係団体等から意見聴取を行い、申請書と意見聴取の結果を1月10日までに農林水産省農産局長に報告をしていきます。農産局長は、申請に基づき銘柄の設定等を行う必要があると認めた場合には、農林水産大臣が行う農産物規格規程の改正手続を行います。

なお、改正の事務手続は3月末までに行われ、その後、農林水産省告示が行われます。申請者には結果を通知し、関係者、関係団体等にもお知らせします。

以上が国内産農産物の銘柄設定の手続きですが、令和8年産の銘柄設定等の手続につきましては、東海農政局掲示板及びホームページに掲載し、銘柄設定等の要望の受付を行いました。

その結果、産地品種銘柄の選択銘柄として、津安芸農業協同組合様から水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米で「つきあかり」、水稻もちもみ及び水稻もち玄米で「ふわりもち」の銘柄設定、また、三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社様から水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の産地品種銘柄「みつひかり」の銘柄廃止及び品種群に設定されている「みつひかり2003、みつひかり2005」の品種群の廃止について要望がありました。

本日の意見聴取会の結果、銘柄の設定等について申請する必要が認められた場合には、農林水産省農産局長あて、報告することいたしますので、よろしくお願ひします。

#### 4. 申請内容の説明

##### 【議事進行役】

続いて、議事次第（2）の「銘柄設定等の申請について」ということで「申請者からの申請内容の説明」です。

配布資料2ページのとおり、新規銘柄設定2件、銘柄の廃止1件、また、これに関連した品種群の廃止1件、計4件の申請がございました。

通常、意見聴取会に先立ち、事前に申請者から意見聴取を行っていますが、銘柄設定のマニュアルによりますと、「有識者等の同意により、申請者を意見聴取の場に同席させることができる」となっております。このまま、申請者の方にご同席いただき、意見聴取を進めたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

（「異議なし」を確認）

ありがとうございます。

では、申請内容の説明をお願いしますが、申請者は要点を絞って簡潔にお願いします。

まず、「つきあかり」を設定申請されました津安芸農業協同組合様から、申請内容の説明をよろしくお願ひします。

##### 【津安芸農業協同組合】

J A津安芸米穀課の小宮と申します。本日はよろしくお願ひします。

様式第1－1号 銘柄の設定等申請書をご覧ください。

今回、銘柄申請します「つきあかり」についてご説明申し上げます。

申請する農産物の種類として、産地品種銘柄の水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の品種名「つきあかり」になります。区分は選択銘柄で申請させていただきます。申請する理由については、この銘柄は短稈で倒伏しにくく暑さに強く、多収良食味水稻品種であり、令和7年に栽培を実施した生産者からは、収量および品質について高い評価が得られています。また、実需者から作付要望により、来年度は市内で20ha程度の栽培が見込まれています。

のことから、当品種の生産性及び市場性は有望であり、作付の拡大が見込まれることから、三重県産米の生産振興に役立てるため、産地品種銘柄として申請を行うものであります。

次に、品種の特性については、三重県の主要銘柄「コシヒカリ」と比較して、出穂期、成熟期とも7日程度早く、「あきたこまち」と同等の生育を示しています。また、稈長は短く、千粒重25.7g程度で、「コシヒカリ」に比べて大きい。止葉は立ち、稈質は太く、偏穗重型の草姿で、高温登熟にも優れ、玄米外観品質、食味も優れています。

次に、来歴については、「かしこば」を母とし、極良食味品種「北陸200号」を父としたF1に多収の「北陸208号」を交配して育成した品種です。

次に、種苗法に定める育成者権の侵害の行為を及ぼさない件ですが、「つきあかりは」は農研機構が2016年7月27日に種苗法による出願公表を行い、2020年2月21日付で品種登録された品種です。

種子の購入については、育成者権者と通常利用権の設定を行っている三重県米麦協会をつうじて購入しているため、育成者権の侵害を及ぼさないと考えています。また、育成者権者に銘柄設定を行い、「三重県産つきあかり」としたい旨了承をいただいておりますので申し添えます。

また、その他として、「つきあかり」の検査状況につきましては、令和7年度、津市の圃場で12.0haが栽培され72.6tの検査実績がありました。10a当たり10俵出来になっております。

### 【議事進行役】

続きまして、検査を行う登録検査機関としまして、津安芸農業協同組合様から「つきあかり」の銘柄鑑定上の特徴について説明をお願いします。

### 【津安芸農業協同組合】

様式第1－4号 銘柄の設定等申請における銘柄鑑定に関する報告書をご覧ください。こちらに記載されているとおり、「つきあかり」の粒形、皮の厚薄、胚の大小及

び胚の形、玄米の厚み、縦溝の深浅については「コシヒカリ」と同等となります。色沢については「コシヒカリ」よりやや濃く、玄米の長さ、幅については「コシヒカリ」に比べてやや長く、乳白粒の程度は「コシヒカリ」に比べて少なくなります。千粒重については 25.7g で「コシヒカリ」に比べて大きくなります。「つきあかり」は高温登熟性に優れ、玄米外観が良い特徴を持っています。検査を実施した農産物検査員からは、他の品種との判別は可能との意見を得られています。食味につきましても、良食味であるため、今後は作付けを拡大し、三重県産主要品種として広めていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

### 【議事進行役】

次に、「ふわりもち」を設定申請されました津安芸農業協同組合様から、申請内容の説明をよろしくお願ひします。

### 【津安芸農業協同組合】

様式第 1－1 号 銘柄の設定等申請書をご覧ください。

今回、銘柄申請いたします、「ふわりもち」についてご説明申し上げます。

申請する農産物の種類としまして、産地品種銘柄の水稻もちもみ及び水稻もち玄米の品種名「ふわりもち」になります。区分は選択銘柄で申請させていただきます。申請する理由については、この品種は倒伏しにくく、いもち病やイネ縞葉枯病抵抗性にも優れている水稻もち品種であり、令和 7 年に栽培を実施した生産者からは、収量および品質について高い評価が得られています。また、実需者からの作付要望により、来年度は市内で 13ha 程度の栽培が見込まれています。このことから、当品種の生産性及び市場性は有望であり、作付の拡大が見込まれることから、三重県産米の生産振興に役立てるため産地品種銘柄として申請を行うものであります。

品種の特性については、三重県の主要品種「あゆみもち」と比較し、出穂期、成熟期とも 10 日程度遅い中性の早晩性の生育を示しています。稈長は 10cm 程度長く、千粒重は 21.8g 程度で同等です。止葉は立ち、稈質は太く、玄米の粒径は同程度からやや大きいものになっています。また、玄米外観、品質、食味も優れています。

来歴については、「中部糯 110 号」を母とし、「北陸糯 199 号」を父として育成して育成された品種です。

種苗法に定める育成者権の侵害の行為を及ぼさない件については、「ふわりもち」は農研機構が 2016 年 4 月 20 日付で種苗法による出願公表を行い、2019 年 6 月 20 日付で品種登録されたものであります。種子の購入については、育成者権者と通常利用権の設定を行っている農事組合法人ファームはいばらを通じて購入しているため、育成者権の侵害を及ぼさないと考えています。また、育成者権者に銘柄設定を行い、「三重県産ふわりもち」としたい旨了承をいただいておりますので申し添えます。

その他になりますが、「ふわりもち」の検査状況につきましては、令和 7 年度は、津市の圃場で 3.0ha が栽培され 5.8 t の検査実績がありました。

### **【議事進行役】**

続きまして、検査を行う登録検査機関としまして、津安芸農業協同組合様から「ふわりもち」の銘柄鑑定上の特徴について説明をお願いします。

### **【津安芸農業協同組合】**

様式第1－4号 銘柄の設定等申請における銘柄鑑定に関する報告書をご覧ください。こちらに記載されているとおり、「ふわりもち」の色沢、皮の厚薄、胚の大小及び胚の形、千粒重、玄米の長さ、幅、厚み、縦溝の深浅については「あゆみもち」と同等となります。粒形については、「あゆみもち」に比べてやや丸くなっています。

「ふわりもち」は倒伏抵抗性が強く、いもち病やイネ縞葉枯病抵抗性にも優れ、玄米外觀が良い特徴を持っています。検査を実施した農産物検査員からは、他の品種との判別は可能との意見を得られています。食味についても、良食味であるため、今後は作付けを拡大し、三重県産主要品種として広めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

### **【議事進行役】**

これで申請品種について、申請内容の説明及び登録検査機関から銘柄鑑定上の特徴について説明を受けましたが、次に新規設定の申請がありました品種についてサンプルを用意しておりますので、品種の特性を確認いただき、その後、意見を伺いたいと思います。

まずは、現物の確認をお願いします。

(現物について確認)

## **5. 意見聴取**

### **【議事進行役】**

それでは、意見聴取に入らせていただきます。

その前に、事務局から補足説明がありますのでお願いします。

### **【事務局】**

今回の意見聴取に先立ち、すべての申請について、文書の掲示及び東海農政局ホームページへの掲載等により、令和7年11月10日から11月28日までの間、申請のありました銘柄設定等に係る意見募集を行いましたところ、「つきあかり」及び「ふわりもち」の銘柄設定に関する意見はありませんでした。

なお、「みつひかり」の銘柄廃止に関しては、2名の方から意見の提出がありましたので、詳細について後ほど報告いたします。

また、本日、都合によりご欠席の三重県米麦協会様につきましては、今回の申請について特段のご意見はいただいておりませんので申し添えます。

#### 【議事進行役】

それでは、「つきあかり」の銘柄設定について、意見聴取を行います。

最初に三重県様、続いて津地域農業改良普及センター様から行政機関としてご意見を伺います。

#### 【三重県】

三重県農林水産部農産物安全・流通課の見並と申します。農産物検査法の主担当となっております。本日は、農産園芸課及び農業研究所が所用のため、欠席となつておりますが、意見をまとめて調整させていただいております。

生産振興の面におきましては、現時点でこの品種でもって積極的に推進していく、または、推進を控えていただきたいといった意見はありませんでした。

農産物検査の立場としましては、検査銘柄が増えますので適切に取り扱っていただければ、それで結構かと思います。

#### 【津地域農業改良普及センター】

津地域農業改良普及センターの高橋と向井が出席させていただいております。

私どもは、この地域の生産振興あるいは生産指導をさせてもらつて立場になります。申請のありました「つきあかり」については、自ら現地において生育状況、収穫状況及び乾燥調製等を見させていただいたところ、この地域に適応しており、今後の農業生産上、非常に将来性があると考えております。

また、収量性も高く、昨今問題となっている高温登熟性にもかなり有効であると考えております。

#### 【議事進行役】

次に、生産者団体であり、実需者団体でもある三重県農業協同組合中央会様、全国農業協同組合連合会三重県本部様からご意見をお願いします。

#### 【三重県農業協同組合中央会】

J Aみえ中央会の古川と申します。

資料やサンプルを見させていただき、申請者からお話を聞かせていただいた中で、しっかり地域の需要に応じた生産ということありますし、私が見るレベルでも「コシヒカリ」に比べて綺麗な外観をしていますので、このまま取組を続けていただければと思います。

#### 【全国農業協同組合連合会三重県本部】

全農みえ米穀課の小島と申します。

「つきあかり」については、他県産も含めて高温登熟性に優れる早期的なお米として、他県でも作付けが拡大し、商品出荷されていると我々の販売先からも聞いております。当然、三重県は早期県ですので、高温登熟性に優れ、収量がある品種として優れていると思います。

#### 【議事進行役】

最後に、農産物検査において、みえJA農産物検査協議会様からご意見をお願いします。

#### 【みえJA農産物検査協議会】

みえJA農産物検査協議会の事務局を担当している吉野です。私の方から、農産物検査の観点から申し上げますと、申請者であり農産物検査を行う登録検査機関として津安芸農協様からご説明ありましたが、品種判別について可能であるとのことでした。外観も三重県の主要品種である「コシヒカリ」よりも綺麗であり、銘柄鑑定が可能であれば問題がないかと思います。

#### 【議事進行役】

ひととおりご意見をお伺いしましたが、今までの意見を踏まえて、ご意見、ご質問等がありましたらお願ひします。

#### 【議事進行役】

それでは、他にご意見が無いようですので、津安芸農業協同組合様から申請がありました「つきあかり」の銘柄設定等の申請について取りまとめをさせていただきます。

銘柄設定の要件について、銘柄設定等の流れ図に基づき確認したいと思います。

①の銘柄鑑定が可能であるかどうか。

②の農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であるかどうかという点については、皆様に現物により品種の特性を確認していただきました。また、登録検査機関から銘柄鑑定が可能であるとの説明をいただきました。

③の種苗法に規定する育成者権の侵害の行為を及ぼさないという点につきましては、申請書のとおり、種子の購入は、育成者権者と通常利用権の設定を行っている三重県米麦協会を通じて購入していること。

また、育成者権者に銘柄設定を行い「三重県産つきあかり」とする旨、確認し了解を得ていることから、育成者権の侵害は起こらないとのことです。

⑤の銘柄検査を行う1以上の登録検査機関については、津安芸農業協同組合が予定されているところです。

以上により、銘柄設定の要件を満たしていると判断できます。

このことから、「つきあかり」の産地品種銘柄の設定申請については、農林水産省農産局へ申請していくことで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」を確認)

それでは、「つきあかり」について銘柄設定の申請を進めていきたいと思います。

続きまして、「ふわりもち」の銘柄設定について、意見聴取を行います。

最初に三重県様、続いて津地域農業改良普及センター様から行政機関としてご意見を伺います。

### 【三重県】

「ふわりもち」についても、生産振興の面におきまして、この品種でもって積極的に推進していく、または、推進を控えていただきたいといった意見はありませんでした。

検査の立場としましても、特に異議等はございません。

### 【津地域農業改良普及センター】

「ふわりもち」に関して、現地の方で実際に成育相、収量、生産農家の反応等聞かせていただいたところ、非常に生産性に優れており、かつ餅の特色も非常にあるということで、生産振興上この地域で大きな位置づけになると考えております。三重県として初の水稻もちの銘柄でございますので、是非進めていただきたいと思います。

### 【議事進行役】

次に、生産者団体である三重県農業協同組合中央会様、全国農業協同組合連合会三重県本部様からご意見をお願いします。

### 【三重県農業協同組合中央会】

「ふわりもち」についても、特段意見はありませんので、このまま進めていただければと思います。

### 【全国農業協同組合連合会三重県本部】

生産現場で非常に作りやすい品種ということですので、生産者が作りやすいことが非常に大切なポイントと考えており、異議等はございません。

### 【議事進行役】

最後に、農産物検査において、みえＪＡ農産物検査協議会様からご意見をお願いします。

### 【みえＪＡ農産物検査協議会】

「ふわりもち」は「あゆみもち」と比較した時、稈長が10cm程度長いことから倒伏の心配は無いのかと確認したところ、稈が丈夫であり倒伏にも強いとお聞きしました。外観については、若干丸みがあり、登録検査機関の農産物検査員からも品種判別が可能であるとのことでしたので、私の方から特段の異議等はありません。

### 【議事進行役】

ひととおりご意見をお伺いしましたが、今までの意見を踏まえて、ご意見、ご質問等がありましたらお願ひします。

### 【議事進行役】

それでは、他にご意見が無いようですので、津安芸農業協同組合様から申請のありました「ふわりもち」の銘柄設定等の申請について取りまとめをさせていただきます。

銘柄設定の要件について、銘柄設定等の流れ図に基づき確認したいと思います。

①の銘柄鑑定が可能であるかどうか。

②の農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であるかどうかという点については、皆様に現物により品種の特性を確認していただきました。また、登録検査機関から銘柄鑑定が可能であるとの説明をいただきました。

③の種苗法に規定する育成者権の侵害の行為を及ぼさないという点につきましては、申請書のとおり、種子の購入は、育成者権者と通常利用権の設定を行っている「農事組合法人ファームはいばら」から購入していること。

また、育成者権者に銘柄設定を行い「三重県産ふわりもち」とする旨、確認し了解を得ていることから、育成者権の侵害は起こらないとのことです。

⑤の銘柄検査を行う1以上の登録検査機関については、津安芸農業協同組合が予定されているところです。

以上により、銘柄設定の要件を満たしていると判断できます。

このことから、「ふわりもち」の産地品種銘柄の設定申請については、農林水産省農産局へ申請していくことで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」を確認）

それでは、「ふわりもち」について銘柄設定の申請を進めていきたいと思います。

### 【議事進行役】

最後に、議事次第（2）の「銘柄設定等の申請について」、現在、三重県の産地品種銘柄である「みつひかり」の銘柄の廃止、また、これに関連した品種群を構成する品種として「みつひかり2003、みつひかり2005」の品種群の廃止申請がございました。

申請者である三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社様からの出席はございませんので、代わりまして事務局から申請内容の説明をさせていただき、その後、皆様から、銘柄の廃止及び品種群の廃止を併せてご意見をお伺いします。

### 【事務局】

資料の設定申請書、様式第1-1号及び様式第1-3号をご覧ください。

今回の産地品種銘柄「みつひかり」の銘柄の廃止及び品種群の廃止については、

「みつひかり」の育成者であり種子の生産及び販売元である三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社 代表取締役社長 垣元氏からの申請です。

申請する理由は、同社は、2025 年度「みつひかり」の種子生産は実施しておらず、種子販売は、2025 年 3 月末までをもって終了しています。販売の終了についてもその旨、関係者へ説明済みであるとのことから申請されています。

なお、「みつひかり」は F1（一代雑種）品種のため種子の供給がなければ、自家採種したものを播種しても、次世代は同じ品質を維持できません。

また、生産状況は記載のとおりであり、農産物検査においては、令和 5 年産、令和 6 年産の検査実績は無く、令和 7 年産についても、10 月末現在において検査実績はありません。このことは、「農産物検査に関する基本要領」 I の第 2 の 3 の (3) の銘柄廃止の要件である「前年産及び前々年産の検査実績がないこと」という要件に該当しているところです。

なお、品種群の廃止申請については、銘柄の廃止に伴う申請です。

また、「みつひかり」を銘柄設定している産地は、全国で 19 ありますが、そのすべてにおいて同様の申請がされていると農林水産省農産局より情報提供を受けています。

先ほど申し上げました、事前の意見募集において、2 名の方から同様の内容で、ご意見がありましたので内容を読み上げて報告いたします。

#### (意見)

みつひかりの銘柄の廃止に対して反対を致します。

みつひかりは、長年の栽培実績があり、また、市場でも評価を得てきた品種です。

銘柄の「みつひかり」にはこだわりませんが、同品種の栽培を今後も継続させていただけたことを強く望みます。

#### (意見等の理由)

みつひかりは、多収で高温障害にも強く、現在の気象条件において生産性の高い品種です。

また、極晩生であり収穫が遅れた場合も品質の劣化がない特徴を有しており、我々、稻作を中心経営する者にとっては、作期分散のできる唯一無二の品種です。

三井化学から代替品種への切り替えを提案されましたが、現状、同等の特性を持つ品種ではなく、他品種に変更した場合、収穫期における負荷が増大することになり圃場の維持が困難となります。

みつひかりは、今後の稻作経営に必要な品種と考えておりますので、品種の存続を望む次第です。

以上、「みつひかり」の銘柄廃止及び品種群の廃止に対する説明とさせていただきます。

#### 【議事進行役】

それでは、「みつひかり」の銘柄廃止及び品種群の廃止について、意見聴取を行い

ます。

三重県様、続いて津地域農業改良普及センター様から行政機関としてご意見を伺います。

### 【三重県】

「みつひかり」の銘柄廃止について、反対の意見等はございません。

### 【津地域農業改良普及センター】

「みつひかり」については、これまで多収性品種として栽培されてきましたが、ハイブリッドの多収性品種であること、今後、種子が供給されないこと、さらに農産物検査の実績も無いとのことですから銘柄廃止について異議はございません。

### 【議事進行役】

次に、生産者団体である三重県農業協同組合中央会様、全国農業協同組合連合会三重県本部様からご意見をお願いします。

### 【三重県農業協同組合中央会】

皆様と同じく、農産物検査の実績もございませんので銘柄廃止に関して意見はございません。

### 【全国農業協同組合連合会三重県本部】

種子の供給が無いこと、農産物検査の実績も無いことから、銘柄廃止は妥当と考えます。

### 【議事進行役】

最後に、農産物検査において、みえＪＡ農産物検査協議会様からご意見をお願いします。

### 【みえＪＡ農産物検査協議会】

農産物検査の実績も無いとのことで、銘柄廃止について異議はございません。

### 【議事進行役】

ひとつおりご意見をお伺いしましたが、今までの意見を踏まえて、ご意見、ご質問等がありましたらお願ひします。

### 【議事進行役】

それでは、他にご意見が無いようですので、「みつひかり」の銘柄廃止、また、「みつひかり2003、みつひかり2005」の品種群の廃止について、取りまとめをさせて頂きます。

銘柄廃止に対する反対意見もありましたが、まず、銘柄設定等の流れ図に基づき確

認したいと思います。銘柄廃止の要件は、次の要件のいずれかに該当する場合とされ

- ①設定要件のいずれかを満たさなくなること
- ②他の銘柄等への作付転換等により検査数量が減少すること
- ③前年産及び前々年産の検査実績が10トン未満であること

とされています。

今回の申請内容は、当県の検査実績において、③の項目に該当しています。

また、同社は2025年度、「みつひかり」の種子生産は実施しておらず、種子販売は、2025年3月末までをもって終了していること、販売の終了についてもその旨、関係者へ説明済みであるとのことです。このことは、②の項目に該当します。

なお、品種群の廃止については、銘柄の廃止に伴って廃止されることになります。

以上により、銘柄廃止の要件及び品種群の廃止の要件を満たしていると判断できます。

のことから、「みつひかり」の産地品種銘柄の廃止及び品種群の廃止申請について、農林水産省農産局へ申請していくことで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」を確認)

それでは、「みつひかり」の銘柄廃止の申請及び品種群の廃止申請を進めていきたいと思います。

これで今年度申請のありました品種について、意見聴取を終了します。

お忙しいところ意見聴取会にご出席いただき、ありがとうございました。

本日の、意見聴取会におきましては、多くのご意見をいただきまして、お礼を申し上げます。

伺ったご意見をまとめ、申請書と併せて、農林水産省農産局に報告し、その後、農林水産省において銘柄設定等を行うかどうかを、検討されることになります。

なお、銘柄設定の結果については、農産物規格規程が改正される際に関係者・関係団体の皆様に、お知らせしますので、よろしくお願いします。

## 6. 開会

### 【司会】

皆様、あらためまして、お疲れさまでした。

これをもちまして、銘柄設定等の意見聴取会を閉会とします。

本日は、どうもありがとうございました。